

浦安市規則第57号

浦安市障がい者通所施設交通費助成規則の一部を改正する規則

浦安市障がい者通所施設交通費助成規則（平成3年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「障がい者が」の次に「、障がい者通所施設を利用するために」を加え、「障がい者通所施設」を「当該施設」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、法第5条第14項に規定する就労継続支援を利用するため、当該者の就労に係る作業能力、就労意欲、集中力等を面談及び作業観察により把握し、評価を実施する場合を除く。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。